

愛知県教育委員会教育長様

2020年1月22日

「教育委員会における（事務局・学校等）、女性職員の、管理職登用・活躍の実行に関する請願」

住所 [REDACTED]

請願人 行政を考える住民の会（以下「会」という）[REDACTED]

事務局

宮崎邦彦

1 請願の趣旨 経過

2017年5月8日付、女性教職員活躍推進に関する請願（資料1）提出される。

管理職等の登用の数値見直し、さらに高い数値目標を求めるものである。とある。高い目標を達成されたかどうか、心もとない。

2 男女平等日本121位に後退（中日新聞2019年12月17日夕刊 資料3）

報道。管理職に占める女性比率、2018年、世界の女性の割合、27.1%。日本12%とある。少なくとも、27.1%に近い数値「20%台」でなければならないといえる。達成数値として20%台ということであるといえる。

3 県行革プラン「人財力」強化 女性管理職割合15%など（朝日新聞2019年12月20日 資料3）報道。女性管理職の割合を、25年度までに15%すること、・・・とある。15%ということの根拠が不明である。県が、最初から、低い数値をあげていることが疑問である。

なぜ女性管理職かということが、理解されていないということである。「女性が輝く社会」ほど遠く（資料2）にならない愛知の教育行政を求めるものである。

4 働く女性の胸のうち、管理職希望は2割とどかず（日本経済新聞2020年1月6日 資料4）

女性が、管理職を希望しないという環境をなくすことが、必要である。セクハラ、働き過ぎ等のない環境を作ることが求められるといえる。

請願事項

1 校舎等管理は（特に夜間）は、専門機関に委託等を行い、管理職、および、学校職員が、戸締り、確認等で遅くまで在校しなくて済むようすること。

2 管理職の職務内容、勤務について、他の職員も同様、計画的に行うことを探査、研修を行い、時間外にならない、計画案の元、実行できる体制を確立すること。（年度内に研究・研修実施をすること）

3 県立学校等において、



- ① 教頭が、複数の学校については、校長もしくは教頭の一人が、女性とすること。
- ② 教頭が1名の学校については、校長、教頭、管理職事務長のいずれか一人は、女性とすること。
- ③ 事務長が管理職でない学校については、管理職代行等（案）の事務長職員として、機能させること。教頭、校長がいずれかが女性でない場合は、この事務長職員を女性とすること。

4 より 教育委員会事務局において

- ① 教育委員会会議について、会議出席者・発言者は、各課、男性1名と女性1名とすること。※人数制限のある場合は、毎回交互に、2つの課のうち一方は、女性とする。
- ② 不祥事等発表時、記者会見等においては、必ず、女性担当者を出席させること。
- ③ 「各部、各課」、部長が、男性の場合、部長格代行等として女性を、部長が女性の場合は、代行格等として男性を、課長についても、同様に登用すること。※当然①②の出席者は、女性が担当することになる。

資料1 2017年5月8日

「愛知県公立学校における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」見直しを求める請願

資料2 中日新聞 2019年12月17日（夕刊）

男女平等日本121位に後退

資料3 朝日新聞 2019年12月20日

県行革プラン「人財力」強化

資料4 日本経済新聞 2020年1月6日

働く女性の胸のうち 管理職希望は2割届かず

愛知県教育委員会教育長 殿

2017年5月8日

「愛知県公立学校における女性教職員の活躍の推進に
関する特定事業主行動計画」見直しを求める請願

住 所 [REDACTED]
氏 名 井 上 満

1. 請願趣旨

(1) 愛知県教育委員会（以下、県教委）は、いわゆる女性活躍推進法に基づき、2016.4.1から5年間を計画期間として、「愛知県公立学校における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定した。

(2) 右「計画」は、「2. 女性教職員の活躍の推進に向けた数値目標」として、以下のように記載している。

(1) 管理的地位への登用の推進

平成32年度までに、管理職（校長・教頭・部主事）へ、新たに女性教職員を350人登用し、女性教職員の占める割合を、現状（平成27年度）の、16%を17%以上にする。

(3) 管理的地位の職員は、県教委の公表データによれば、以下のとおりである。

(2015.5.1現在)

区分	男性	女性	計	女性の割合
小学校・中学校	1,679人	349人	2,028人	17.2%
高等学校・特別支援学校	538人	73人	611人	11.9%
計	2,217人	422人	2,639人	16.0%

(4) 上記のように、「16%を17%以上にする」という。つまり、5年間で、1%以上増やすという。管理的地位の職員の総数が、2639人（2015年度）であるから、その1%は、26人である。1年平均で見れば、2639人の中で、5人程度増加させるということである。その程度で「目標が達成できた！」ということになる。これが、県教委の「女性活躍推進」姿勢の事実である。

もちろん、県教委は、「以上」としている旨主張するであろう。しかし、あまりにも目標値が低すぎる。（管理職任用対象年齢層の男女別構成比も考慮すべきであるが、県教委は明らかにしてない。）

ある県教委職員は、請願者に対し、「350人登用」と強調（？）したが、それでは、

同時期に男性の登用は何人になるであろうか。ぜひ明らかにしてもらいたいものである。

(5) 県教委は、上記目標を、小中学校と県立学校（高校・特別支援学校）を一括して掲げている。小中学校と県立学校の人事交流が、はなはだ少数であることから考え、任命権者が県教委で同一あるとしても、この一括的数値目標設定は、疑問である。また、上記県教委データにおいても、小中学校の場合=「17.2%」で、すでに目標を達成した状態である。小中学校、県立学校別に数値目標を掲げるべきである。

ちなみに、類似県である神奈川県・埼玉県は、小中学校と県立学校別に数値目標を掲げ、兵庫県は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校別に掲げている。

また、例えば、神奈川県の「県立学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合」は、「18.0%」（2015年度）であり、これを「20%」（2020年度）にしようとしている。愛知県の県立学校では、上記データのように「11.9%」である。県立学校だけの目標値設定を行った場合、県立学校の遅々として進まない「女性活躍推進」状況が顕わになり、そのことを回避しようとした結果、一括的目標値設定を行ったのではないかとの感をぬぐい切れない。

2. 請願項目

- (1) 「17%以上」という数値目標を見直し、さらに高い数値目標を設定すること。
- (2) 小中県立校を一括的した数値目標設定を見直すこと。

以上